

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

大牟田市立高取小学校

【いじめ防止基本方針】

様々な集団での学習活動を行う学校において、いじめは常に起こり得ることであることの認識を自覚し、まず、いじめ未然防止の観点から学校の教育活動全体を通じ、いじめを生まない風土を構築する。児童をいじめに向かわせないために、学習規律を確立し、基礎的な学力をつけさせ、全ての児童が認められるという認識(自己有用感)を持つことができるように教育課程の充実を図る。また、「いじめは しない させない みのがさない」ために、指導体制や相談体制を確立し、計画的な取組を具体的に実践することで、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

1 いじめの未然防止のための取組

- ◆ 言語活動を充実させ、子ども自らが持っている力を発揮し、達成感・成就感を味わえるような指導の工夫を行う。
- ◆ 児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことを尊重し、児童の発達の過程を支えるという視点での働きかけを充実させる。(発達支持的生徒指導)

(1) 教育課程の充実(児童をいじめに向かわせないための教育活動)

- ア 各教科 (基礎・基本が身に付く授業づくり→すべての児童が参加・活躍できる授業)
 - 基本的な学習規律の確立
 - ・ 時間を守る(はじめと終わり)・はじめと終わりの挨拶・正しい姿勢・話の聞き方
 - 基礎的・基本的な学力の確実な定着
 - ・ 基礎的・基本的な学習内容の確実な習得
 - ・ 算数科における少人数指導や教科担任制、合同・交流授業等の充実
 - ・ 意見を伝え合い、認め合う学び合いの場の設定(言語活動の充実)
- イ 道徳科・道徳教育
 - 「生命尊重」「思いやり・親切」の重点化
 - ・ 一人一人のよさや違いを認め合える学習
 - ・ 「いじめ」の本質や構造の理解
- ウ 特別活動
 - 活動内容(1)の充実と確実な実施
 - ・ 自分にとってもみんなにとってもよい方法の合意形成と実践
 - ・ 居場所づくり絆づくりにつながる議題
 - 自発的・自治的な児童会活動の活性化
 - ・ 「基本的な生活習慣の指導」「高取のきまり」をもとにした児童の発達段階に応じた基本的な生活習慣や自主的態度を育成する児童会活動の取組
 - 意図的な異学年交流の取組の継続
 - ・ 人と人のつながりを大切にした異学年交流、小中連携、幼保小連携等の計画的な実施
 - ・ 子どもと教師、子ども同士のふれあいの時間の確保(縦割遊び等)
- エ 総合的な学習の時間
 - 体験的な活動による豊かな人間関係形成
 - ・ 社会体験、自然体験、交流体験の充実
 - ・ 福祉体験やボランティア体験、勤労体験等の活動の設定
 - ・ 6年間を見通した体系的・計画的な実施
- オ インターネット等に関する情報モラル教育の計画的指導
 - ・ インターネット(SNS等)を使用する際のルールやモラルの指導
 - ・ 平素からの児童の様子について情報収集への心がけ

(2) 発達支持的生徒指導を充実させた学級経営（居場所づくりと絆づくり）

- ア 共感的な児童理解にたった学級づくり
- イ 自己存在感をもつことができる学級
- ウ 「気になる子ども」の把握
 - ・生活の様子を観察 ・生活日記や遊び
- エ 個別面談の実施・相談ポストの設置
- オ いじめに対する職員研修
 - ・学級経営における全職員の共通理解と個々の教師の自覚の向上
- カ 基本的な生活習慣の確立
 - ・給食当番や掃除当番等、担当する役割遂行の徹底
 - ・ルールやマナーを守る意義の指導
 - ・誰もが気持ちのよい生活ができるきまりについて児童と教師での話し合い

(3) 保護者との信頼関係確立

- ア 児童の指導に関わる日常的な連携
 - ・家庭生活における基本的な生活習慣の確立
- イ 広報活動の実施
 - ・学校だより，学級懇談会，ホームページ

2 いじめの早期発見・早期対応への取組

- ◆ いじめの問題への対応の第一の視点は，「早期発見・早期対応の取組の充実」であり，いじめの報告体制やいじめの早期発見・早期対応の取組の評価・改善を行う。
- ◆ いじめの兆候を発見した場合は，一人の教職員が抱え込むことがないよう組織的な指導体制を充実させる。
- ◆ 早期発見の基本は，児童の小さな変化にも敏感に気づくこと，気づいた情報を確実に共有すること，情報に基づき速やかに対応することである。教職員が共通理解し，意識的に児童の様子に気を配りいじめを見抜く目を養うためにも，教職員研修の充実を図る。

(1) いじめの早期発見への取組

- ア 朝・帰りの会や授業中等の観察
 - ・出席をとるときの声，表情・健康観察，保健室等での様子・日記指導，学級活動での実態
 - ・無届け欠席家庭への連絡，家庭訪問等を通じた保護者との連携
- イ 教育相談の実施
 - ・学校生活アンケートと関連して教育相談週間の設定（5，9，1月）
 - ・相談ポストの日常的活用 ・御木中学校スクールカウンセラーとの連携
- ウ アンケート等の実施
 - ・定期的なチェックリストによる状況把握(担任)
 - ・毎月のいじめ早期発見のチェックリスト活用による状況把握
 - ・学校生活アンケート年3回の実施（5，9，1月）
 - ・いじめに特化した記名・無記名アンケートの実施（学校生活アンケート実施月以外）
（毎月第2週火曜日をアンケート実施日）
 - ・家庭用チェックリストの年間3回の実施（6，11，2月）
 - ・実施後、該当児童・保護者への内容聴取、被害児童の支援・加害児童への指導、経過観察
→ 経過等も含めて記録し、記録用紙をアンケートと一緒に保管
 - ・学校評価への位置づけ
- エ アンケートの保管
 - ・実施アンケートは、生徒指導担当→教務主任→教頭→校長と確認
 - ・保管場所（会議室及び職員室後方）※児童が20歳になるまで保管

オ 積極的な認知

- ・いじめの定義に則り、(けんかについても「いじめの認知」と捉える)

(2) いじめの早期対応への取組

いじめの兆候を発見した場合、いじめ・不登校防止委員会及びいじめ防止対策委員会を中核として組織的に対応することとし、いじめられている児童の立場に立って心情を理解するとともに、当事者だけでなく、その友人関係からの情報収集等を通じた事実関係の把握を適切かつ迅速に行うことが必要である。そして、「いじめられている児童を最後まで守り抜く」姿勢を持ちながら、いじめを絶対に許さず、その解消に全力を挙げ、いじめが完全になくなるまで注意深く継続して徹底的に指導していく。

ア いじめられている児童への支援

- いじめの事実関係の把握
 - ・丁寧に聴き取る
 - ・最も信頼を得ることができている教員等が対応する
- 安全確保と全面的な支援（心のケア）
 - ・本人の立場に立って話を聞く
 - ・「自分のことを心配し、守ってくれる人がいる」という安心感を持たせる
 - ・必要に応じてスクールカウンセラーを活用する
 - ・緊急避難措置として別室（相談室、保健室等）登校などで対応する
- いじめている児童といじめられている児童の関係修復
 - ・いじめている児童の保護者等へ協力要請し、関係修復に向けて自分にできることを考えるための働きかけをする（毅然とした態度かついじめている児童の成長支援）
 - ・指導の事前及び対応の過程において、いじめられている児童や保護者等の同意を得る
- 校長、関係職員及び保護者への報告と対応の確認
 - ・児童からの聴き取りを時系列に整理した資料を準備し、速やかに校長及び関係職員に報告する
 - ・保護者には、事実関係と今後の対応を正確に伝える
- 保護者や関係職員との連携といじめられている児童の支援体制の整備
 - ・いじめられている児童と最も信頼関係ができている教員（学級担任に限らない）を中心とした支援体制を確立する
- 2つの要件を満たしたいじめの解消
 - ・いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安に）
 - ・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

イ いじめている児童への指導

- いじめの事実と経緯の確認
 - ・事情を聴く教員は、冷静にかつ客観的に、事実と経過を確認する
 - ・いじめている児童が語った心情については、一方的に否定したり説諭したりせず、丁寧に聴き取る
- 校長、関係職員及び保護者への報告
 - ・いじめている児童からの聴き取りを時系列に整理した資料を準備し、速やかに校長及び関係職員に報告する
 - ・保護者との共通理解や協働意識が大切であるため、受容的・共感的な態度で接する
- いじめの態様等に応じた指導の徹底
 - ・いじめの態様には、「冷やかし・からかい」「仲間はずれ」「言葉での脅し」「暴力」「持ち物隠し」「集団による無視」「たかり」などがあることを把握しておく
 - ・「恐喝」「暴行・傷害」等の犯罪行為については、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、直ちに警察に通報する

- ・上記については、教育的配慮を考慮して、警察や児童相談所と連携しながら、出席停止等の措置を含めた毅然とした対応について学校の設置者と協議する
- 規範意識の育成と人間関係づくりの改善
 - ・保護者の養育態度の変容を図るために、保護者との信頼関係を築き、共に子どもの成長を願い、協働していく姿勢を見せる

ウ まわりの児童への対応

- 事実関係の確認と当事者意識の高揚
 - ・いじめを受けた心の痛みや苦しみを感得させ、見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為も、いじめと同様であることを理解させる
 - ・いじめは人権にかかわる問題であり、人間として許されない行為であることと、どんな理由があろうといじめる側が悪いという意識を高める
- 人間関係形成能力を高める道徳科・特別活動の実践
 - ・発達段階に即して、思いやりや友情、協力等の道徳的価値を内面的に自覚させる
 - ・縦割りの異学年交流会や、構成的グループエンカウンターなどを用いた人間関係づくりや学級・学年の諸問題の解決のための話し合い活動の充実を図る
- 自己存在感を実感できる学級づくり・授業づくりの推進
 - ・児童一人一人に活躍の場をつくる

(3) 重大事態への対応

＜重大事態とは＞

- いじめにより児童の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- いじめにより欠席（年間30日を目安）を余儀なくされている疑いがある場合

＜重大事態の報告＞

- 速やかな実態把握と教育委員会やPTAへの報告
- 教育委員会との連携
 - ・調査の主体の確定（学校又は教育委員会）

ア 校長を中心とした緊急対策体制

- 実態把握項目及び方法の検討
 - ＜いじめを受けている子どもの把握＞
 - ・生活日記や行動観察での把握
 - ・子どもからのサインの感受
 - ・家庭訪問の実施
 - ・日頃と違う日記内容や行動
 - ・遅刻や欠席理由の確認
 - ・養護教諭との連携
 - ＜いじめる側の把握＞
 - ・個別の面接による事実関係の確認
 - ・周囲の子どもからの情報収集
- 分析及び対策の検討
- 学年、学級での取り組みの検討
 - ・道徳科の授業の実施
 - 「生命の尊重」「思いやり、親切」を中心とした学習指導
 - ・学級活動の授業の実施
 - 学級での話し合い活動(人間関係形成・きまりづくり)を中心とした学習指導
- 緊急全校集会の設定
- 緊急職員会議の設定
 - ・共通理解、協働実践
- 教育相談の実施
 - ・担任、生徒指導担、養護教諭、スクールカウンセラー等による教育相談

イ 関係児童の保護者との連携

- 校長及び関係職員による家庭訪問の実施
 - ・事実の報告
 - ・学校の対策への理解
- 学校への信頼関係の維持・回復
- P T A緊急集会や学年・学級P T A集会の実施
 - ・事実関係の報告
 - ・問題解決のための協力依頼

ウ 関係諸機関への連絡及び合同対策会議の設定

- 「いじめ問題等合同対策協議会」の設置
 - ・P T A役員と学校代表者で組織
- 「いじめ問題等校区対策会議」の設置
 - ・P T A代表, 学校代表, 民生委員 等

3 協働的な指導・相談体制の構築

(1) いじめの問題等の取組を推進する組織

ア いじめ・不登校防止委員会(月1回)

【構成】校長、教頭、主幹教諭(教務主任)、生徒指導担当、養護教諭

【役割】

- いじめの相談, 通報の窓口
- 教育相談習慣の実施と結果の把握
- 全職員による子どもを見つめる会(児童理解会議)の実施(月1回)
- いじめの早期発見に向けた生活アンケート等の点検の定期的な実施と把握(いじめの認知)
- いじめに関する情報の収集及び記録(校内報告・連絡体制の作成・更新)
- いじめの事案に対する組織的対応の中核としての指導方針・対応方法等の検討

イ いじめ防止対策委員会(年3回・校長が必要と認めたとき)

【構成】校長、教頭、主幹教諭(教務主任)、生徒指導担当、養護教諭

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保護者代表(P T A会長当)

【役割】

- 学校基本方針に基づき, いじめ防止推進対策のための具体的な年間計画の作成・実行及び検証
- いじめの事案に対する組織的対応の中核としての指導方針・対応方法等の検討

4 保護者、地域への情報発信と連携体制

(1) 保護者・地域への情報発信、保護者・地域との連携

- 学校だより, ホームページ等を通して, 「学校いじめ防止基本方針」を公開し, 周知する
- 学校の教育活動に対する理解と協力を要請(基本的な生活習慣の定着、規範意識の育成)
 - ・家庭訪問や個人懇談会での対話
- 必要に応じてPTA, 地域団体との意見交換の場の設定

(2) 学校評価委員会との連携

いじめ防止対策委員会の組織と役割, 学校のいじめへの対応(未然防止, 早期発見, 早期対応, 重大事態対応)について自己評価を実施し, 学校関係者評価において改善を報告する)

(3) 教育委員会, 教育支援センター, 児童相談所, 警察等の関係機関・相談機関との連携を図る。

5 いじめに関する校内研修、児童理解と教育相談体制の充実

生徒指導年間計画

月	内 容
4	・いじめチェックリストと相談ポスの確認 ・気になる子の調査と全職員共通理解 ・いじめに特化した無記名アンケート実施、聴取・指導、記録 ・いじめ・不登校防止委員会、子どもを見つめる会(スクールカウンセラー) ・いじめに関する校内研修(スクールカウンセラー)
5	・いじめチェックリストと相談ポスの確認 ・学校生活アンケート及び教育相談の実施①、聴取・指導、記録 ・いじめ・不登校防止委員会、子どもを見つめる会(スクールカウンセラー)
6	・いじめチェックリストと相談ポスの確認 ・いじめに特化した無記名アンケート実施、聴取・指導、記録 ・家庭用チェックリストの実施①、聴取・指導、記録 ・学校関係者評価委員会 ・いじめ・不登校防止委員会、子どもを見つめる会(スクールカウンセラー)
7	・いじめチェックリストと相談ポスの確認 ・いじめに特化した無記名アンケート実施、聴取・指導、記録 ・いじめ・不登校防止委員会、子どもを見つめる会(スクールカウンセラー) ・いじめ防止対策委員会(SC, SSW, PTA)
8	・いじめ・不登校防止委員会、子どもを見つめる会(スクールカウンセラー) ・いじめに関する校内研修(講師招聘)
9	・いじめチェックリストと相談ポスの確認 ・学校生活アンケート及び教育相談の実施②、聴取・指導、記録 ・いじめ・不登校防止委員会、子どもを見つめる会(スクールカウンセラー)
10	・いじめチェックリストと相談ポスの確認 ・いじめに特化した無記名アンケート実施、聴取・指導、記録 ・いじめ・不登校防止委員会、子どもを見つめる会(スクールカウンセラー)
11	・いじめチェックリストと相談ポスの確認 ・いじめに特化した無記名アンケート実施、聴取・指導、記録 ・家庭用チェックリストの実施②、聴取・指導、記録 ・いじめ・不登校防止委員会、子どもを見つめる会(スクールカウンセラー)
12	・いじめチェックリストと相談ポスの確認 ・いじめに特化した無記名アンケート実施、聴取・指導、記録 ・いじめ・不登校防止委員会、子どもを見つめる会(スクールカウンセラー) ・いじめ防止対策委員会(SC, SSW, PTA)
1	・いじめチェックリストと相談ポスの確認 ・学校生活アンケート及び教育相談の実施③、聴取・指導、記録 ・いじめ・不登校防止委員会、子どもを見つめる会(スクールカウンセラー)
2	・いじめチェックリストと相談ポスの確認 ・いじめに特化した無記名アンケート実施、聴取・指導、記録 ・家庭用チェックリストの実施③、聴取・指導、記録 ・学校関係者評価委員会 ・いじめ・不登校防止委員会、子どもを見つめる会(スクールカウンセラー)
3	・いじめチェックリストと相談ポスの確認 ・いじめに特化した無記名アンケート実施、聴取・指導、記録 ・いじめ防止対策委員会(SC, SSW, PTA) ・いじめ・不登校防止委員会、子どもを見つめる会(スクールカウンセラー)

